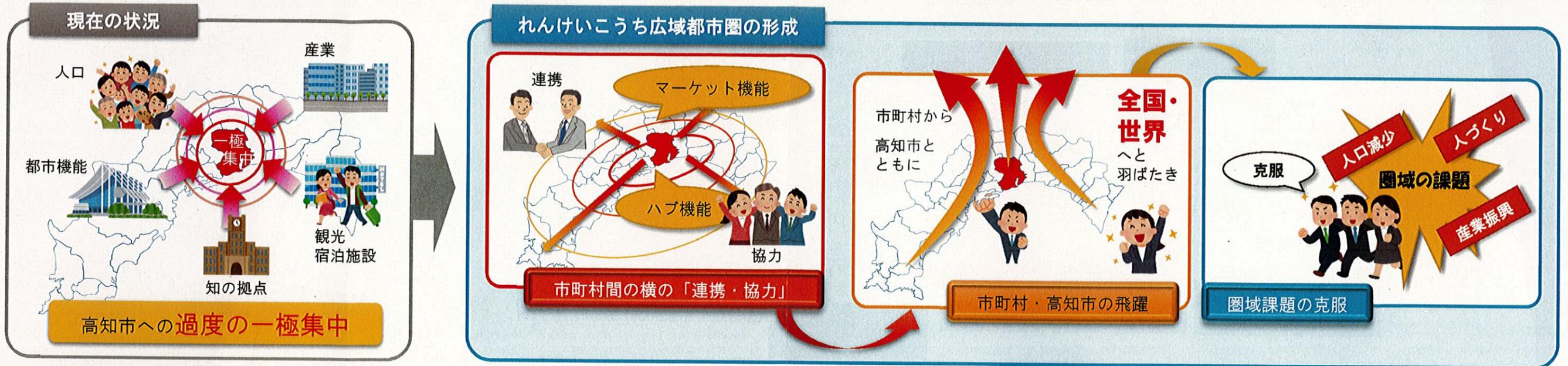


# れんけいこうち広域都市圏 の形成に関する説明資料

高知市 総務部 市長公室 政策企画課

平成29年12月



圏域づくりの基本方針・KPI

**ア 圏域全体の経済成長のけん引**

- ①戦略的な産業振興の推進  
客観的な分析に基づき、関係機関と連携し、より高い効果が期待できる産業振興策を展開・検討。
- ②強みを活かした経済活性化の促進  
高知市を一大マーケット・ショーケースとして活用した圏域経済の活性化の促進。
- ③地域資源を活かした広域観光の推進  
圏域の観光資源を活かした、一体的な広域観光の促進や、外国人観光客を含めた誘客の推進。

KPI	指標	現状値	目標値
	製造品出荷額等	5,260億円(H26)	6,550億円以上(H34)
	県外観光客入込数	424万人(H28)	455万人以上(H34)
	観光総消費額	1,101億円(H28)	1,324億円以上(H34)
	県外からの移住組数	683組(H28)	1,000組以上(H34)

**イ 高次の都市機能の集積・強化**

- ①高度医療の体制整備  
高度医療施設等への支援による、高度医療・災害時医療体制の強化。
- ②高次の学習・体験機会の提供  
圏域の将来の担い手となる人材を育成する、高次の学習・体験機会の提供。

KPI	指標	現状値	目標値
	高知赤十字病院のドクターヘリ搬入患者数（受入のみ）	20人(H28)	110人(H34)
	高知赤十字病院の悪性腫瘍手術実施件数	455件(H28)	500件(H34)

**ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上**

- ①健康・安心な暮らしを支える地域医療・介護サービスの充実
- ②安心して子育てができる環境の整備
- ③学び・活動の機会を通じた圏域住民の活力向上
- ④災害に強い圏域づくりの推進
- ⑤圏域への関心を高め、愛着を育む取組の推進
- ⑥行政機能向上に資する取組の推進

KPI	指標	現状値	目標値
	新規就農者数	270人 (H28)	320人以上(H34)
	自主防災組織結成率	92.7% (H27)	100% (H34)
	ファミリーサポートセンター設置市町村数	3市町 (H28)	13市町村(H34)

# 連携中枢都市圏の形成について

資料②

## ○ 連携中枢都市圏の意義

今後、人口減少・少子高齢社会化が進行するなか、圏域の中核都市が近隣の市町村と連携して事業に取り組むことで、**圏域全体の活性化**に取り組むもの。

## ○ 連携中枢都市圏に求められている役割

県内全域で人口減少が進行するなか、「連携中枢都市(高知市)」が圏域を牽引する取組と、「連携中枢都市」と市町村が協力し、連携効果により、お互いが共栄できる取組を行うことで、連携中枢都市が**人口のダム機能**を発揮し、**圏域全体の人口減少の抑制**を図る取組が求められています。

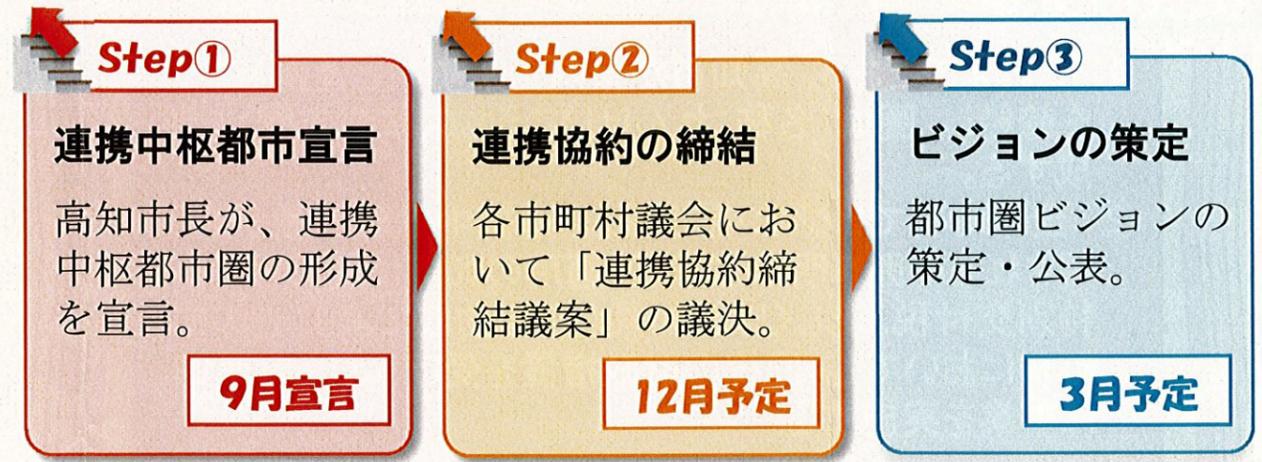


## ○ 財政支援

連携中枢都市圏における取組には、国から交付税による財政支援が行われます。

連携中枢都市 (高知市)		市町村
ア 経済成長	普通交付税 <b>約1.7億円</b> ※圏域人口により増減	1市町村あたり 特別交付税 <b>上限1,500万円</b>
イ 都市機能		
ウ 生活関連	特別交付税 <b>実績額×0.8</b>	

## ○ 連携中枢都市圏形成までの流れ



○ 連携中枢都市圏形成の範囲について

総務省の推進要綱に基づく圏域は、連携中枢都市と一定以上の通勤通学割合（概ね10%）を有する連携市町村で形成することが原則となっておりますが、本県がかかえる社会的・経済的構造の実態を踏まえ、県内全市町村で圏域を形成することについて、総務省に粘り強く協議を行ってまいりましたが、国からは当該理由をもってしても、通勤通学割合10%未満の市町村を含めた全市町村で連携中枢都市圏を形成する理由とすることが困難であるという見解が示されました。

このことについて、総務省・高知県・高知市で協議を行い、高知モデルとして全市町村で連携中枢都市圏を含む地方自治法に基づく圏域を形成し、国及び県の財政支援を受けながら全県的な取り組みを行う「れんけいこうち広域都市圏」を形成することといたしました。

○ 検討の経過

◇高知市の考え方

- ・高知県における市町村間の社会的・経済的構造から、県内全市町村で連携中枢都市圏を形成したい。

◇総務省の考え方（骨子）

- ・高知市が**全市町村と連携協約を締結することは差し支えない。**
- ・**高知県における市町村間の社会的・経済的構造をもってしても、通勤通学割合10%未満の市町村を含めた、全市町村で連携中枢都市圏を形成する理由とすることが困難。**
- ・全市町村でビジョンを策定することは構わないが、連携中枢都市圏に含まれる市町村名を**ビジョンに明記**する必要がある。

課題

連携中枢都市圏に含まれない市町村には、特別交付税が措置されないこととなる。

解決策

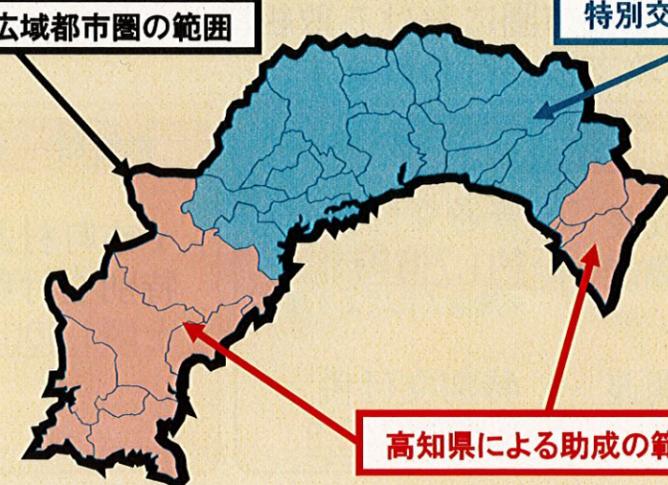
連携中枢都市圏に含まれない市町村に対して、県が特別交付税相当額を助成する。

対応方針

- ① これまでどおり、高知市が県内全市町村と連携協約を締結し、圏域(名称:れんけいこうち広域都市圏)を形成する。
- ② 全市町村でビジョンを作成し、連携中枢都市圏が適用される範囲を明示するが、適用の如何に関わらず、特別交付税、若しくは高知県からの助成により、どの市町村においても、同様の財政措置を受けながら全県的に事業を実施する。

れんけいこうち広域都市圏の範囲

特別交付税の範囲



高知県による助成の範囲